

【2022年10月12日弁護士山脇康嗣作成】
※一切の無断複製・頒布・送信・改変・加工・引用を固く禁じます。

「外国人留学生などの資格外活動（就労制限）の注意点」

2022年10月14日

〒160-0004
東京都新宿区四谷1丁目6番1号
四谷タワー8階
さくら共同法律事務所
弁護士 山脇 康嗣¹
TEL 03-6384-1137
E-mail yamawaki@sakuralaw.gr.jp

第1 入管法違反（ルール違反）をするとどうなるか

1 在留資格の不許可

（1）在留期間更新の不許可（「留学」など）→除籍、退学など

※学校にちゃんと通っていて出席率や成績がよくてもダメ

（2）在留資格変更の不許可→就職できず帰国しなければならなくなる

ア 「技術・人文知識・国際業務」、「経営・管理」など

※学校で勉強（専攻）した内容と関連する仕事でもダメ

イ 「特定技能」

※反省文を一生懸命書いてもダメなことが増えている。

¹ 慶應義塾大学大学院法務研究科非常勤講師（入管法担当）、慶應義塾大学大学院法務研究科グローバル法研究所（KEIGLAD）客員所員、第二東京弁護士会国際委員会副委員長、日本弁護士連合会人権擁護委員会特別委嘱委員（出入国在留管理庁との定期協議担当）、日本弁護士連合会多文化共生社会の実現に関するワーキンググループ委員

【2022年10月12日弁護士山脇康嗣作成】

※一切の無断複製・頒布・送信・改変・加工・引用を固く禁じます。

2 採用内定の取消し

※採用してくれた企業に嘘をついていた（違法行為をしていたことを黙っていた）ことになり、信頼をなくす。

※「いったん単純出国して在留をリセット→在留資格認定証明書」では解決できないこともある。

3 警察に逮捕される

（1）専従資格外活動罪

本体活動（学校での勉強など）をほとんどやらずに、資格外活動（アルバイト）を「専ら」やっていたら、3年以下の懲役・禁錮、300万円以下の罰金

（2）非専従資格外活動罪

（1）以外の場合は、1年以下の懲役・禁錮、200万円以下の罰金

4 退去強制、収容

（1）専従資格外活動の場合

※警察に逮捕されなくても、入管に収容される可能性もある。

（2）非専従資格外活動罪で禁錮以上の刑を受けた場合

5 在留資格取消処分→帰国せざるをえなくなる

学校を退学して、通学と両立しないフルタイム勤務の雇用契約を締結したような場合は、実際の就労開始前でも、在留資格を取り消される可能性あり

6 ルール違反は“必ず”バレる→取り返しがつかない事態になってしまう

（1）課税・納税証明書

【2022年10月12日弁護士山脇康嗣作成】

※一切の無断複製・頒布・送信・改変・加工・引用を固く禁じます。

(2) 賃金台帳、タイムカード

※他の人の案件で既に入管に入手されている可能性も

(3) 金融機関（銀行など）の取引記録

(4) 企業の外国人雇用状況届出データとの突き合わせ

※入管と厚生労働省は情報を共有していて、すぐに照会できる仕組み

(5) 他の摘発事件で得られた情報

(6) 事実の調査としての見張り（張り込み）

(7) 仲の悪い人やライバル企業などからの提報（通報）

<入管法>

(通報)

第六十二条 何人も、第二十四条各号のいずれかに該当すると思料する外国人を知つたときは、その旨を通報することができる。

※「給料は手渡しだから大丈夫」、「バイト先を分けているから大丈夫」は間違い

※いい加減なことを言う他人は責任をとってくれない

第2 資格外活動許可のルール

1 包括許可（「まとめて許可」）と個別許可（「それぞれ許可」）

※雇用契約以外（業務委託契約など）での働き方に注意

<入管法施行規則>

(資格外活動の許可)

第十九条 法第十九条第二項の許可（以下「資格外活動許可」という。）を申請

【2022年10月12日弁護士山脇康嗣作成】

※一切の無断複製・頒布・送信・改変・加工・引用を固く禁じます。

しようとする外国人は、別記第二十八号様式による申請書一通並びに当該申請に係る活動の内容を明らかにする書類及びその他参考となるべき資料各一通を地方出入国在留管理局に出頭して提出しなければならない。

5 法第十九条第二項の規定により条件を付して新たに許可する活動の内容は、次の各号のいずれかによるものとする。

一 一週について二十八時間以内（留学の在留資格をもつて在留する者については、在籍する教育機関が学則で定める長期休業期間にあるときは、一日について八時間以内）の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行うもの又は同条第七項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第八項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事するものを除き、留学の在留資格をもつて在留する者については教育機関に在籍している間に行うものに限る。）

二 （略）

三 前各号に掲げるもののほか、地方出入国在留管理局長が、資格外活動の許可に係る活動を行う本邦の公私の機関の名称及び所在地、業務内容その他の事項を定めて個々に指定する活動

2 包括許可（「まとめて許可」）のルール

（1）どの曜日からカウントしても

（例）「月曜日からカウントしたら週28時間だが、日曜日からカウントしたら週30時間」はダメ

（2）全てのバイト掛け持ち先を合計

（例）「ロー●ンで週15時間、ファ●リー●ートで週15時間」はダメ

（3）風俗営業はダメ

※風俗営業許可を取っていないホストクラブ、ガールズバー、スナック、コンセプトカフェなどもダメ（風俗営業許可を取っているか否かに関係なく、

【2022年10月12日弁護士山脇康嗣作成】

※一切の無断複製・頒布・送信・改変・加工・引用を固く禁じます。

“接待”が行われているお店はダメ)

※風俗営業が行われているお店の運転手とか掃除の仕事もダメ

(4) 延長(1日8時間)できるのは、学則で決まっている長期休暇だけ

※「連休だから」OKではない

(5) 学校をやめてからはダメ(除籍、退学、卒業)

※「特定活動」の指定内容(パスポートに貼り付けられる「指定書」)にも注意